

福岡県公報

令 和 8 年 3 月 6 日
第 676 号

目 次

告 示 (第124号 - 第141号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	2
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	4
○自衛官の募集	(行財政支援課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
公 告		
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11

○落札者等の公示	(行財政支援課)	11
○落札者等の公示	(行財政支援課)	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の実施	(ワンヘルス総合推進課)	14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	17
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	18
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	21
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	23
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	25
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	26
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	26
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	26
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	26

公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	(警察本部会計課)	26
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部被害者支援・相談課)	27

再 掲

○特定危険薬物の指定	(薬務課)	27
------------	-------	----

告 示

福岡県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	三 漕 上 陽 線	前	八女郡広川町大字広川1090番4先から 八女郡広川町大字広川1090番2先まで	36.5 ～ 49.3	92.6
			後	八女郡広川町大字広川1090番4先から 八女郡広川町大字広川1090番2先まで	34.2 ～ 49.3	

福岡県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	三 漕 上 陽 線	八女郡広川町大字広川248番1先から 八女郡広川町大字広川233番4先まで

福岡県告示第126号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第979号）により指定した糸田・金田農業振興地域の区域の一部、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した赤池農業振興地域の区域及び農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した方城農業振興地域の区域を統合し、次のように福智農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

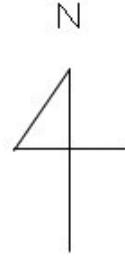
令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
福智地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を示した図面(福智町)

凡例	行政区域	
	農業振興地域の区域	



直方市

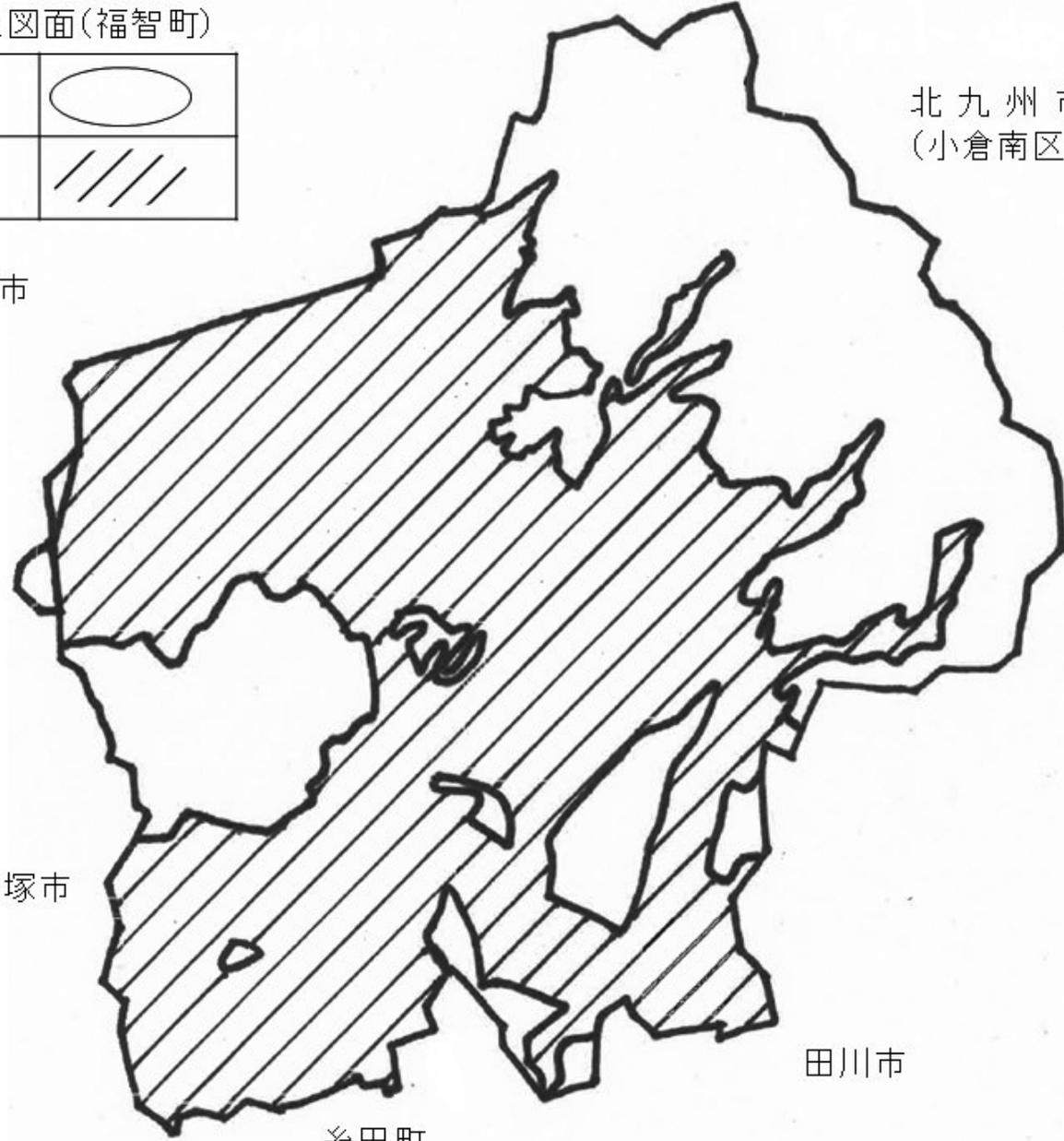
北九州市
(小倉南区)

香春町

飯塚市

田川市

糸田町



福岡県告示第127号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第979号）により指定した糸田・金田農業振興地域の名称及び区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

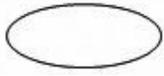
1 農業振興地域名

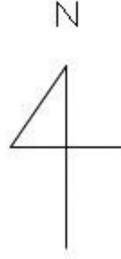
糸田地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

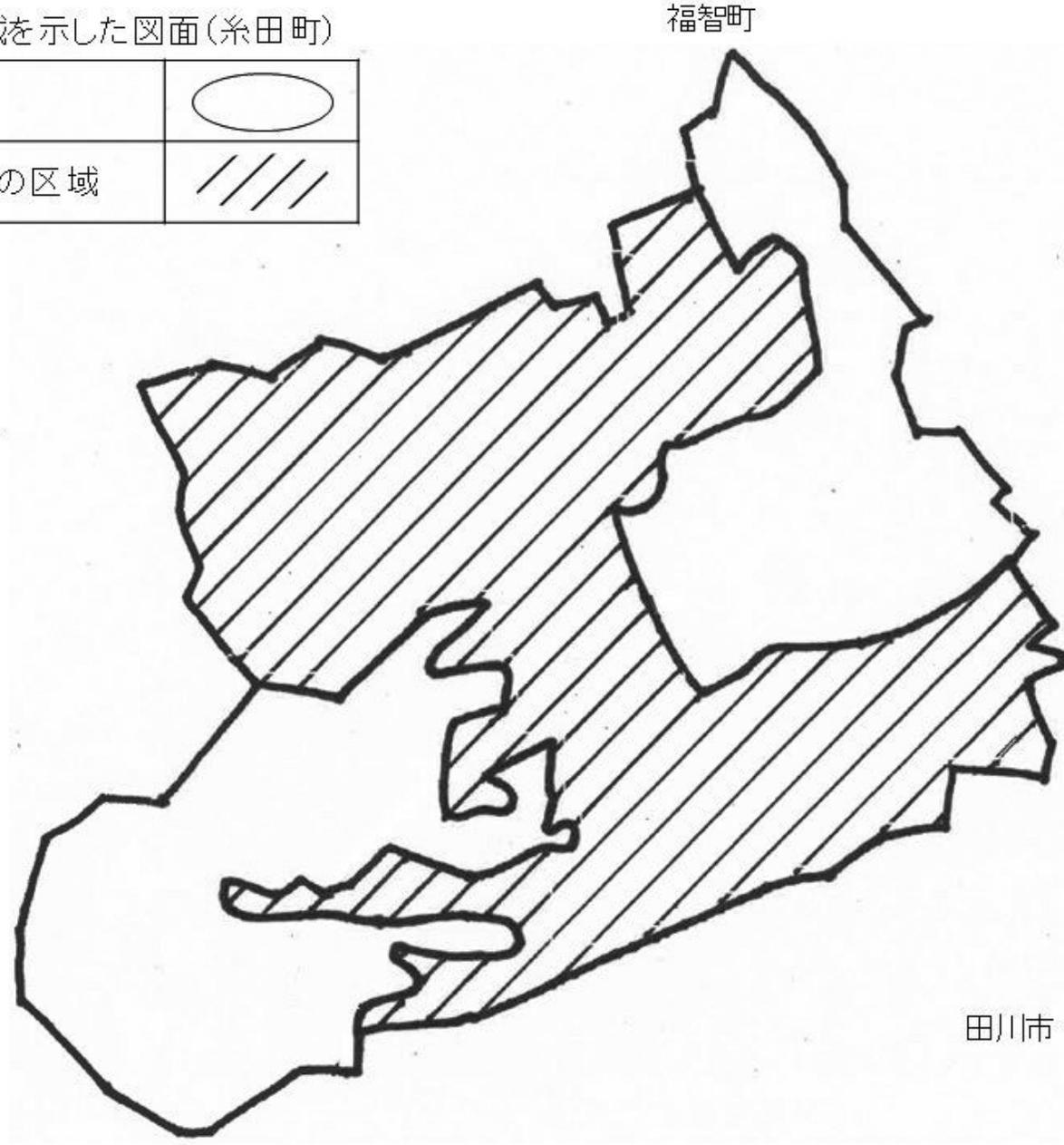
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を示した図面(糸田町)

凡 例	行政区域	
	農業振興地域の区域	



飯塚市



田川市

福岡県告示第128号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

- (1) 一般曹候補生
- (2) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 受付期間

- (1) 一般曹候補生
令和8年3月1日（日）から令和8年5月7日（木）まで
- (2) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）
令和8年3月1日（日）から令和8年5月7日（木）まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 一般曹候補生
 - ア 第1次試験（学科試験・適性検査（Web））
令和8年5月16日（土）～令和8年5月20日（水）（予定）
 - イ 第2次試験（口述試験・身体検査）
令和8年6月17日（水）～令和8年6月21日（日）（予定）
- (2) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）

ア 学科試験・適性検査（Web）

令和8年5月16日（土）～令和8年5月20日（水）（予定）

イ 口述試験・身体検査

令和8年5月29日（金）～令和8年6月1日（月）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881・1882・1883)	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所
福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和5年1月福岡県告示第51号福岡広域都市計画下水道事業志免公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

志免町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業志免公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字葛原字壺番山尻770の18（次の図に示す部分に限る。）、770の26

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字壺番山尻770の18、770の26（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第131号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市若松区大字小竹字紙屋410の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第132号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字ムカイノ354の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ムカイノ354の4（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第133号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字前田743の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前田743の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第134号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木大山字赤迫415、427の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤迫415・427の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第135号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字榊田字中ノ原608・679の1・679の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字渡り2191・2194（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和7年6月福岡県告示第401号福岡広域都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可

したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和 7 年 6 月福岡県告示第 401 号の事業地中福岡市中央区那の津二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第 138 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 3 月 6 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 女 香 春 線	朝倉市杷木星丸 1628 番先から 朝倉市杷木星丸 1583 番 1 先まで

福岡県告示第 139 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 3 月 6 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	野 地 塔 田 線	築上郡上毛町大字成恒 37 番 1 先から 築上郡上毛町大字成恒 36 番 1 先まで

福岡県告示第 140 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 3 月 6 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	野 地 塔 田 線	築上郡上毛町大字成恒 32 番 1 先から 築上郡上毛町大字成恒 28 番 3 先まで

福岡県告示第 141 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 3 月 6 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	野 地 塔 田 線	築上郡上毛町大字成恒 505 番 1 先から 築上郡上毛町大字成恒 441 番 2 先まで

公 告**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和 8 年 2 月 20 日
- 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
松蔭塗装（株）	京都郡苅田町大字稲 光750	松蔭 学	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- 停止を命じる営業の範囲
建設業に係るすべての営業
- 停止期間
令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 3 月 11 日までの 3 日間

4 処分の原因となった事実

建設業の許可を受けずに建設業を営む松蔭塗装（株）は、福岡県発注の公共工事において、他人の許可通知書の写しに改ざんを行い、あたかも真正な許可通知書を原

形どおりに正確に複写したかのような形式・外観を有する写しを作成し、それを一次下請業者であった建設業者に提示することで許可業者であると誤信させ、令和 4 年 6 月 23 日に同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超える下請負契約を締結した。

以上のことは、建設業法第 3 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 2 項第 2 号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字浜551番3、552番3、552番11及び552番12
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤三丁目13番10号-101
中庄谷 剛

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 投票用紙（小選挙区）外 7 件
数量 4,226,500部 外
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課
 - 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 8 年 1 月 19 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区堅粕三丁目 16 番 14 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

69,096,852 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第 13 条 1 (d) に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

名称 小選挙区選挙公報 外 2 件

数量 2,749,700 部 外

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 8 年 1 月 26 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本新聞プロダクツ

(2) 所在地

福岡市博多区井相田二丁目 1 番 60 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

91,524,995 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第 13 条 1 (d) に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県ワンヘルスセンター（仮称）ネットワークシステムの賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和 8 年 3 月 24 日 (火曜日) までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知
 競争入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項
 (1) 契約の名称
 福岡県ワンヘルスセンター (仮称) ネットワークシステムの賃貸借
 (2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間
 令和 8 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(4) 納入場所
 太宰府市大字向佐野 39
 福岡県保健環境研究所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 8 年 4 月 15 日 (水曜日) 現在において、次の全ての条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかに該当する者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	AA又はA
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県保健環境研究所総務課
〒818-0135 太宰府市大字向佐野39
電話番号 092-921-9940
FAX番号 092-928-1203
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
公告日から令和8年3月24日（火）午後3時00分まで、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和8年3月24日（火曜日）15時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- (4) その他
ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。
イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
ウ 入札参加申請後に入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出

- すること。
なお、入札参加の確認の結果は後日通知する。
- 10 仕様申立書の提出及び承認
納入しようとする製品が1の(2)に示した仕様を満たす製品であることの証明として、「仕様申立書」を以下のとおり提出すること。
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和8年4月7日（火曜日）17時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- (4) その他
ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
イ 令和8年4月10日（金曜日）までに5の部局の承認を得られない場合は、入札に参加できないものとする。
- 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和8年4月15日（水曜日）15時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 12 開札の場所及び日時
- (1) 場所
太宰府市大字向佐野39
福岡県保健環境研究所2階講堂

(2) 日時

令和 8 年 4 月 16 日（木曜日）10 時

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（消費税込み金額）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付のない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が決定した場合は、当該入札結果を福岡県ホームページ（<https://www/pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載することにより公表する。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した

福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) この事業は令和 8 年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業を中止又は一部変更して実施することがある。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of a contract matter
Lease of Network System for the Fukuoka One Health Center (Provisional Name)
- (2) Time Limit of Tender
3 : 00 P. M. on April 15, 2026
- (3) Contact Point for the Notice : Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences, 39, Mukaizano, Dazaifu City, 818 - 0135, Japan
TEL 092 - 921 - 9940

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金

- エ 流動比率
オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料
カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料
キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）
ケ 営業概要表（様式第 5 号）
コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
ツ 返信用封筒（460 円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 8 年 4 月 3 日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1) の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和 9 年 5 月 31 日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、令和 8 年 4 月 3 日（金）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

令和 8 年 4 月 28 日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	05	運送	A A 又は A
13	11	その他	A A 又は A

(2) 過去 2 年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2) の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1 万世帯以上への配布とする。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

この公告の日から令和 8 年 4 月 27 日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 5 の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年4月27日（月曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（地下1階）

(2) 日時

令和8年4月28日（火曜日）午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,472,190部を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,472,190部を乗じて得た額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「世帯への配布」業務に係る契約で、契約金額（単価契約の場合は、当該単価に配布実績部数を乗じた総額）が、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,472,190部を乗じて得た額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,472,190部を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量4,472,190部を乗じて得た額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (W T O) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報 (公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Distributing Fukuoka Prefecture's Newsletter to households in Fukuoka City.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. on April 27, 2026.
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 第1項各号のいずれかに該当する者 (特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4 第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの (それぞれアに該当する者を除く。)

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条

② 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条

③ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条

オ 県内の市町村において個人住民税 (個人県民税及び個人市町村民税) を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年3月25日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和 9 年 5 月 31 日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、令和 8 年 3 月 25 日（水曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 8 年 4 月 17 日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	A A
13	06	広告宣伝	A A

(2) 過去 2 年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3 万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1 年間に 2 回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管

- 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間
中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102(ダイヤルイン)
ファクス 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
この公告の日から令和8年4月16日(木曜日)までの県の休日を除く毎日、午前
9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ(
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和8年4月16日(木曜日)午後5時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期
限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務部会議室(地下1階)
- (2) 日時

令和8年4月17日(金曜日)午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4
項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又は
その代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその
場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積
金額(消費税及び地方消費税を含む。)に13,233,543(令和7年5月から令和8年
3月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当
たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(令和8年7月から令
和9年5月までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の
5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の
場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額
とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人
等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書
面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、
「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に
相当する額以上のものをいう。)

(2) 契約保証金

契約金額(この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約
金額(消費税及び地方消費税を含む。)に13,233,543(令和7年5月から令和8年
3月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当
たりの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(令和8年7月から令
和9年5月までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の
10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の

場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. on April 16, 2026
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

矢部川左岸土地改良区から役員の就任の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏 名	住 所
石橋 照代	みやま市瀬高町山門1256番地1

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により岡垣町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画用途地域の変更（令和7年12月23日付岡垣町告示第88号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりみやま市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画汚物処理場の変更（令和8年2月16日みやま市告示第29号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市潤野字三月田268番7、268番16から268番40まで、271番1から271番7まで、275番2、275番4及び275番21から275番25まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市津原340番地

岩本興産株式会社

代表取締役 岩本 創

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市川原字今一1280番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市天神一丁目25-33 グランドール天神101

鍵山 仁志

公安委員会

福岡県公安委員会告示第50号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年3月6日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
福岡ソフトバンクホークス株式会社	代表取締役 社長 後藤 芳光	HAWKS ベースボール パーク筑後	福岡市中央区地行浜 2丁目2番2号	福岡県筑後市津島 757-1
株式会社JR 小倉シティ	代表取締役 中村 勇	アミュプラザ 小倉	北九州市小倉北区浅 野1丁目1番1号	北九州市小倉北区浅 野1丁目1番1号

福岡県公安委員会告示第51号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号。以下「行手条例」という。）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に関する審査基準の一部を改正したので、行手条例第 41 条第 5 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（令和 8 年 1 月 19 日付け警察庁長官官房長通達）の発出に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、行手条例第 37 条第 4 項第 8 号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 審査基準の設定の日

令和 8 年 2 月 17 日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和 25 年福岡県条例第 46 号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第 123 号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成 26 年福岡県条例第 57 号）第 14 条第 1 項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシ

リル)ベンゾイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

(2) 化学名 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類

(3) 化学名 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(4) 化学名 プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 5 日